

小規模多機能型居宅介護

指導基準

—令和8年6月1日適用—

<根拠法令等>

- 「法」＝「介護保険法（平成9年法律第123号）」
- 「法施行規則」＝「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」
- 「基準条例」＝「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）」
- 「令和6年台東区条例第14号」＝「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月26日台東区条例第14号）」
- 「平12厚告27号」＝「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）」
- 「平17厚告419号」＝「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する基準（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）」
- 「平18厚告126号」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」
- 「平24厚告113号」＝「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）」
- 「利用者等告示」＝「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）」
- 「大臣基準告示」＝「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」
- 「施設基準」＝「厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）」
- 「老企第41号」＝「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）」
- 「老企第54号」＝「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」
- 「平13老振発第18号」＝「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」
- 「解釈通知」＝「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）」
- 「留意事項通知」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）」

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針	<p>指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようなものとなっているか。</p>	<p>法第8条第19項 法78条の3第1項 基準条例第82条 解釈通知第3の四の1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数等	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は次のとおりとなっているか。 ※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施に当たっては、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が、指定居宅サービス事業等その他の保険医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する必要があるほか、解釈通知に定められた要件を満たしているか。</p>	<p>基準条例第83条第7項 解釈通知第3の四の2の(1)の①</p>	
(1) 小規模多機能型居宅介護従業者	<p>(1) 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者は、常勤換算方法で、通いサービスの利用者数が3またはその端数を増すごとに1以上となっているか。 ※利用者数は、前年度の平均利用者数を用いるが、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近6月の全利用者数等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、6月未満の間は、3以上の数で届出された利用者見込み数を前提に算定する。</p>	<p>基準条例第83条第1項、第2項 解釈通知第3の四の2の(1)の②ロ・ハ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証
	<p>(2) 訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者は、常勤換算方法で1以上となっているか。 ※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1名以上とすることができる。</p>	<p>基準条例第83条第1項、第7項 解釈通知第3の四の2の(1)の②ニ</p>	
	<p>(3) 夜間および深夜の時間帯を通じて小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者は1以上、及び宿直勤務に当たる者は当該宿直勤務に必要な数以上となっているか。 ※宿泊サービスの利用者がいない場合にあっては、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 ※夜勤者に加えて配置される宿直職員については、主として登録者からの連絡を受けての訪問に対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。 ※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>	<p>基準条例第83条第1項、第5項、第8項 解釈通知第3の四の2の(1)の②ロ・ヘ・ト</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(4) (1)～(3)の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師または准看護師となっているか。(常勤を要件とはしておらず、毎日配置する必要はない) ※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。</p> <p>(6) 以下に掲げる小規模多機能型居宅介護従業者が当該小規模多機能型居宅介護事業所に併設又は同一敷地内にある以下の施設等の職務に従事する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所と施設等、双方の人員基準を満たしているか。 介護職員 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 看護師又は准看護師 上記の施設等に加え、 ・指定居宅サービスの事業を行う事業所 ・指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・指定地域密着型通所介護事業所 ・指定認知症対応型通所介護事業所 ・指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設</p>	<p>基準条例第83条第3項</p> <p>基準条例第83条第4項、第9項 解釈通知第3の四の2の(1)の②ホ</p> <p>基準条例第83条第6項 解釈通知第3の四の2の(1)の②チ</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証</p>
<p>(2) 介護支援専門員等</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いているか。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、基準条例第83条第6項に掲げる当該小規模多機能型居宅介護事業所に併設の施設等の職務に従事することができる。 ※サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、当該サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者を置くことができる。</p> <p>(2) 介護支援専門員は小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了しているか。</p>	<p>基準条例第83条第10項、第12項 解釈通知第3の四の2の(1)の③</p> <p>基準条例第83条第11項 解釈通知第3の四の2の(1)の③イ 平24厚告第113号第3号</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証</p> <p>・研修修了証</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等								
2 管理者	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>①当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者としての職務に従事する場合</p> <p>②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合</p> <p>※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>※管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、緊急時に管理者自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。</p> <p>(2) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。</p> <p>※管理者の変更の届出を行う場合、区からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。</p>	<p>基準条例第84条第1項、第2項 解釈通知第3の四の2の(2)の①</p> <p>基準条例第84条第3項 解釈通知第3の四の2の(2)の② 平24厚告第113号第2号</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・管理者の雇用形態が分かる文書</p> <p>・研修修了証</p>								
3 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているか。</p> <p>※代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了することで差し支えない。</p>	<p>基準条例第85条 解釈通知第3の四の2の(3) 平24厚告第113号第4号</p>	<p>・研修修了証</p>								
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 登録定員及び利用定員</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人(サテライト事業所にあつては、18人)以下としているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次にあげる範囲内において通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を定めているか。</p> <p>・通いサービス：登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで</p> <p>※登録定員が25人を超える事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員</p> <table border="1" data-bbox="539 1206 1245 1334"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>登録定員の2分の1から16人まで</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>登録定員の2分の1から17人まで</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>登録定員の2分の1から18人まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>・宿泊サービス：通いサービスの利用定員3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては6人)まで</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	登録定員の2分の1から16人まで	28人	登録定員の2分の1から17人まで	29人	登録定員の2分の1から18人まで	<p>基準条例第86条第1項 解釈通知第3の四の3の(1)の①</p> <p>基準条例第86条第2項 解釈通知第3の四の3の(1)の②</p>	<p>・利用者の登録状況、利用状況</p>
登録定員	利用定員										
26人又は27人	登録定員の2分の1から16人まで										
28人	登録定員の2分の1から17人まで										
29人	登録定員の2分の1から18人まで										

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
2 設備および備品等	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備および備品等を備え、専ら当該小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっているか。</p> <p>※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備をいう。</p>	<p>基準条例第87条第1項、第3項 解釈通知第3の四の3の(2)の ①参照(第3の二の二の2の (1)(3))</p>	<p>・平面図 ・設備、備品台帳</p>
(1) 居間及び食堂	<p>居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。</p> <p>※居間および食堂は、同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則利用者および事業所職員が一堂に会するのに十分な広さを確保しているか。</p> <p>※通いサービスの利用定員が15人を超える場合は、1人当たり3㎡以上を確保しているか。</p>	<p>基準条例第87条第2項第1号 解釈通知第3の四の3の(2)の ②</p>	<p>・平面図</p>
(2) 宿泊室	<p>(1) 1の宿泊室の定員は、1人となっているか。</p> <p>※利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上となっているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員の数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとなっているか。</p> <p>※プライバシーが確保された居間については、(3)の個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えない。</p>	<p>基準条例第87条第2項第2号イ 解釈通知第3の四の3の(2)の ③</p> <p>基準条例第87条第2項第2号ロ 解釈通知第3の四の3の(2)の ③</p> <p>基準条例第87条第2項第2号ハ・ ニ 解釈通知第3の四の3の(2)の ③</p>	<p>・平面図 ・設備、備品台帳</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。</p>	<p>基準条例第3条第4項 解釈通知第3の一の4の(1)</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。 ①重要事項に関する規程概要 ②小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況（実施の有無，直近の実施年月日，評価機関の名称，評価結果の開示状況） ⑥その他</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、(1)による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供しているか。</p>	<p>基準条例109条準用（第10条第1項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（2）の①）</p> <p>解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（2）の①）</p> <p>基準条例109条準用（第10条第2項から第6項まで）</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明文書 ・利用契約書</p> <p>・電磁的方法により提供等した関係書類等</p>
3 提供拒否の禁止	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではないか。 （正当な理由） ・当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・その他利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合</p>	<p>基準条例109条準用（第11条） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（3））</p>	<p>・利用申込受付簿</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>基準条例109条準用（第12条） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（4））</p>	<p>・居宅介護支援事業者へ連絡したことが分かる記録等 ・サービス提供依頼書</p>
5 受給資格等の確認	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合には、利用申込者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。</p>	<p>基準条例109条準用（第13条第1項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（5）の①）</p> <p>基準条例109条準用（第13条第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（5）の②）</p>	<p>・介護保険番号、有効期限等確認している記録等</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
6 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>基準条例109条準用（第14条第1項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（6）の①）</p> <p>基準条例109条準用（第14条第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（6）の②）</p>	<p>・利用者に関する記録</p>
7 心身の状況等の把握	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者に係る介護支援専門員が主催するサービス担当者会議等（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合は、当該利用者等の同意を得ること。）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>基準条例第88条 解釈通知第3の四の4の（1）</p>	<p>・サービス担当者会議の記録</p>
8 居宅サービス事業者等との連携	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>基準条例第89条第1項 解釈通知第3の四の4の（2）</p> <p>基準条例第89条第2項</p> <p>基準条例第89条第3項</p>	<p>・サービス担当者会議の記録</p>
9 身分を証する書類の携行	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められるときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>基準条例第90条 解釈通知第3の四の4の（3）</p>	<p>・身分証明書</p>
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定小規模多機能型介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護の提供日および内容、法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供しているか。</p>	<p>基準条例109条準用（第21条第1項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（12）の①）</p> <p>基準条例109条準用（第21条第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（12）の②）</p>	<p>・サービス提供票 ・サービス提供票別表 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
11 利用料等の受領	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービスの費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	<p>基準条例第91条第1項 解釈通知第3の四の4の(4)の ①参照(第3の一の4の(13)の ①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票 ・ サービス提供票別表 ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 同意に関する記録 ・ 請求書 ・ 領収書
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>基準条例第91条第2項 解釈通知第3の四の4の(4)の ①参照(第3の一の4の(13)の ②)</p>	
	<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用以外の支払を利用者から受けていないか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③食事の提供に要する費用 ④宿泊に要する費用 ⑤おむつ代 ⑥その他指定小規模多機能型居宅介護サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※全ての利用者に対し一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは不可</p>	<p>基準条例第91条第3項 解釈通知第3の四の4の(4)の ②</p>	
	<p>(4) 食事の提供に要する費用及び宿泊に要する費用、日常生活に要する費用については、指針の定め及び通知によるものとなっているか。</p>	<p>基準条例第91条第4項 解釈通知第3の四の4の(4)の ② 平17厚告419号 老企第54号</p>	
	<p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>基準条例第91条第5項 解釈通知第3の四の4の(4)の ①参照(第3の一の4の(13)の ④)</p>	
	<p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該利用者に対し、法施行規則第65条の5において準用する第65条の規定で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第42条の2第9項準用(第41条 第8項)</p>	
	<p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、支払を受けた額のうち、保険給付対象額(1割、2割又は3割負担)とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>法施行規則第65条の5準用(第65 条)</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
12 保険給付の請求のための証明書の交付	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準条例109条準用（第23条） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（14））	・ サービス提供証明書控
13 指定小規模多機能型居宅介護の基本的取扱方針	（1）指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	基準条例第92条第1項	・ 小規模多機能型居宅介護計画書
	（2）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	基準条例第92条第2項	・ 自己評価の結果 ・ 外部評価の結果
14 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	（1）指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行われているか。	基準条例第93条第1号 解釈通知第3の四の4の（5）の①	・ 小規模多機能型居宅介護計画書 ・ 相談援助等に関する記録 ・ 身体的拘束等に関する説明書 ・ 経過観察記録 ・ 研修に関する記録 ・ サービス担当者会議の記録 ・ 運営推進会議の記録
	（2）指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	基準条例第93条第2号 解釈通知第3の四の4の（5）の①	
	（3）指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	基準条例第93条第3号 解釈通知第3の四の4の（5）の①	
	（4）小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。	基準条例第93条第4号 解釈通知第3の四の4の（5）の②	
	（5）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。	基準条例第93条第5号 解釈通知第3の四の4の（5）の③	
	（6）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要がある。	基準条例第93条第6号 解釈通知第3の四の4の（5）の③	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(7) 身体的拘束等適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 身体的拘束等適正化検討委員会の運営について、次に掲げる事項を想定している。 ①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ※委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。 ※関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体と一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>(8) 身体的拘束等の適正化のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。 ①身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ②身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>(9) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施しているか。 ※(8)の指針に基づいた研修プログラムを作成すること。 ※定期的な教育として年2回以上開催すること。 ※新規採用時は必ず研修を実施すること。 ※研修の内容について記録すること。</p> <p>(10) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が持続していないか。 ※著しく少ない状態とは、登録定員に比べておおむね3分の1以下が目安となる。</p> <p>(11) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。 ※適切なサービスとは、通い及び訪問サービスとを合わせ週4日以上を目安とし、電話による見守りを含め、何らかの形で関わることを望ましい。</p>	<p>基準条例第93条第7号 解釈通知第3の四の4の(5)の④⑤⑥</p> <p>基準条例第93条第8号 解釈通知第3の四の4の(5)の⑦</p> <p>基準条例第93条第9号 解釈通知第3の四の4の(5)の⑧</p>	<p>・身体的拘束廃止に関する(適正化のための)指針 ・身体的拘束等適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束等適正化検討委員会議事録 ・(身体的拘束等がある場合)利用者の記録、家族への確認書 ・研修に関する記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
15 居宅サービス計画の作成	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	基準条例第94条第1項 解釈通知第3の四の4の(6)の①	・居宅サービス計画書
	(2) 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。 ※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の終了者を配置する場合、居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要がある。	基準条例第94条第2項 解釈通知第3の四の4の(6)の②③	
16 法定代理受領サービスに係る報告	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、区(審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	基準条例第95条 解釈通知第3の四の4の(7)	・給付管理票
17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からも申出があつた場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しているか。	基準条例第96条 解釈通知第3の四の4の(8)	・居宅サービス計画書
18 小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。 ※サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の終了者を配置する場合、研修終了者に担当させる。	基準条例第97条第1項	・小規模多機能型居宅介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・アセスメントシート ・モニタリングシート
	(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	基準条例第97条第2項 解釈通知第3の四の4の(9)の②	
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	基準条例第97条第3項 解釈通知第3の四の4の(9)の③	
	(4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得ているか。	基準条例第97条第4項 解釈通知第3の四の4の(9)の③	
	(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。	基準条例第97条第5項 解釈通知第3の四の4の(9)の③	
	(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況および利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。	基準条例第97条第6項	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(7) (2) から (5) までの規定は、(6) に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用しているか。	基準条例第97条第7項	
	(8) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定小規模多機能型居宅介護事業者は、短期利用居宅介護の場合で、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	解釈通知第3の四の4の(9)の④	
19 介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	基準条例第98条第1項 解釈通知第3の四の4の(10)の①	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・サービス提供記録
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅または当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはいないか。 ※指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。	基準条例第98条第2項 解釈通知第3の四の4の(10)の②	
	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と同規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか。	基準条例第98条第3項 解釈通知第3の四の4の(10)の③	
20 社会生活上の便宜の提供等	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。	基準条例第99条第1項 解釈通知第3の四の4の(11)の①	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・運営に関する記録
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	基準条例第99条第2項 解釈通知第3の四の4の(11)の②	
	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。	基準条例第99条第3項 解釈通知第3の四の4の(11)の③	
21 利用者に関する区への通知	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められる場合、偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	基準条例109条準用(第29条) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の一の4の(18))	<ul style="list-style-type: none"> ・区に通知した記録
22 緊急時等の対応	(1) 指定小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準条例第100条 解釈通知第3の四の4の(12)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
	(2) 協力医療機関を定める場合、次の点に留意しているか。 ①事業の通常の実施地域内にあることが望ましいこと。 ②当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	解釈通知第3の四の4の(12)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
23 管理者の責務	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理および指定小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に基づき「第5章第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第60条の11第1項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の二の二の3の（4））</p> <p>基準条例第109条準用（第60条の11第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の二の二の3の（4））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図、組織規程 ・ 業務分担票 ・ 業務日誌等
24 運営規程	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下において「運営規程」という。）を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容（人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも差し支えない。） ③営業日及び営業時間（営業日は365日、訪問サービスは24時間、通いサービス及び宿泊サービスはそれぞれの営業時間を記載すること） ④指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員 ⑤指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域（客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない） ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項</p>	<p>基準条例第101条 解釈通知第3の四の4の（13）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しているか。 ※利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>基準条例第109条準用（第60条の13第1項）</p> <p>解釈通知第3の四の4（24）準用（第3の二の二の3の（6）の①）</p> <p>基準条例第109条準用（第60条の13第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の二の二の3の（6）の②）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用の形態（常勤・非常勤がわかる文書） ・ 勤務表 ・ 勤務実績表

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者についてに対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>※当該義務付けの対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士等とする。</p> <p>※養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者、認知症の介護等に係る研修を修了した者については、対象外として差し支えない。</p> <p>※新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講させること。</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>※セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>②相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>(6) 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組 メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等 ③被害防止のための取組 マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組</p>	<p>基準条例第109条準用（第60条の13第3項） 解釈通知第3の四の4の（24）参照（第3の二の二の3の（6）の③）</p> <p>基準条例第109条準用（第60条の13第3項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の二の二の3の（6）の④参照（第3の一の4の（22）の⑥）） 平成18年10月11日厚告第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」 令和2年1月15日厚告第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」 厚生労働省HP「介護現場におけるハラスメント対策」</p> <p>基準条例第102条 解釈通知第3の四の4の（14）の①</p>	<p>・研修計画、実施記録</p> <p>・事業者におけるハラスメント防止の方針 ・被害防止のためのマニュアル ・研修計画、実施記録</p> <p>・運営規程 ・重要事項説明書 ・業務日誌 ・国保連への請求書控え</p>
26 定員の遵守	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っていないか。</p> <p>※通いサービス及び宿泊サービスの利用について、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合であって、一時的に行われるとき、または、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>基準条例第102条 解釈通知第3の四の4の（14）の①</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明書 ・業務日誌 ・国保連への請求書控え</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
27 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>①感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>②災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携 <p>※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画についてはそれぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>研修においては、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第33条の2第1項） 解釈通知第3の四の4の（15）参照（第3の二の二の3の（7）の①、②） 令和2年12月14日老高発1214第1号、老認発1214第1号、老老発1214第1号「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和6年3月改訂）</p> <p>基準条例第109条準用（第33条の2第2項） 解釈通知第3の四の4の（15）参照（第3の二の二の3の（7）の①、③、④）</p> <p>基準条例第109条準用（第33条の2第3項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練（シミュレーション）の記録
28 非常災害対策	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定し、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>基準条例第103条第1項 解釈通知第3の四の4の（16）</p> <p>基準条例第103条第2項 解釈通知第3の四の4の（16）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・避難確保計画（区が指定した事業所に限る） ・運営規程 ・訓練の実施記録 ・通報、連絡体制 ・消防用設備点検の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
29 衛生管理等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っているか。 ※感染対策担当者を決めておくこと。(身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者、安全対策担当者、虐待防止担当者との兼務は差し支えない。) ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。</p> <p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ・平常時の対策(事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等) ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等) ・事業所内及び関係機関との連絡体制の整備</p> <p>(4) (3)の指針に基づいた研修及び訓練(シミュレーション)を、いずれも年1回以上実施しているか。 ※新規採用時は研修を実施することが望ましい。 ※研修の内容について記録すること。</p>	<p>基準条例第109条準用(第60条の16第1項) 解釈通知第3の四の4の(17)参照(第3の二の二の3の(9)の①)</p> <p>基準条例第109条準用(第60条の16第2項) 解釈通知第3の四の4の(17)参照(第3の二の二の3の(9)の②) 令和5年9月25日厚生労働省事務連絡「介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について」</p>	<p>・衛生管理マニュアル ・水質検査等の記録 ・受水槽等の清掃記録 ・保健所の指導等に関する記録</p> <p>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修計画、実施記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施記録</p>
30 協力医療機関等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p>	<p>基準条例第104条第1項 解釈通知第3の四の4の(18)の①</p> <p>基準条例第104条第2項 解釈通知第3の四の4の(18)の①</p> <p>基準条例第104条第3項 解釈通知第3の四の4の(18)の②</p>	<p>・協力医療機関契約書等</p> <p>・連携及び支援体制に関する書類</p>
31 掲示	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載したファイル等を、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付ける方法や、電磁的記録による掲示に代えることができる。</p>	<p>基準条例第109条準用(第35条第1項、第2項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の一の4の(25))</p>	<p>・掲示物 ・重要事項を記載したファイル等</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※介護サービス情報公表制度の対象外の事業所は、重要事項を記載したファイルの備え付けや、電磁的記録による掲示に代えることができる。</p>	<p>基準条例第109条準用（第35条第3項） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(25)①）</p>	
32 秘密保持等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第36条第1項） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(26)の①）</p> <p>基準条例第109条準用（第36条第2項） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(26)の②）</p> <p>基準条例第109条準用（第36条第3項） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(26)の③）</p>	<p>・従業者の秘密保持誓約書 ・個人情報使用同意書（利用者、家族）</p>
33 広告	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとしていないか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第37条）</p>	<p>・パンフレット/チラシ ・ホームページ</p>
34 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービス利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第38条） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(27)）</p>	
35 苦情処理	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第39条第1項） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(28)の①）</p> <p>基準条例第109条準用（第39条第2項） 解釈通知第3の四の4の(24)準用（第3の一の4の(28)の②）</p>	<p>・重要事項説明書 ・運営記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情に係る指導等に関する記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の一の4の(28)の②)</p> <p>基準条例第109条準用(第39条第3項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の一の4の(28)の③)</p> <p>基準条例第109条準用(第39条第4項)</p> <p>基準条例第109条準用(第39条第5項)</p> <p>基準条例第109条準用(第39条第6項)</p>	<p>・区への報告記録</p> <p>・国保連への報告記録</p>
36 調査への協力等	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>基準条例第105条 解釈通知第3の四の4の(19)</p>	
37 地域との連携等	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※複数の事業所による合同開催は、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において外部評価を行っているか。 ※外部評価を行う運営推進会議は、単独開催を行うこと。</p>	<p>基準条例第109条準用(第60条の17第1項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の二の二の3の(10)の①) 解釈通知第3の四の4の(24)平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」</p>	<p>・運営推進会議の記録 ・自己評価の結果 ・外部評価の結果</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>基準条例第109条準用(第60条の17第2項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の二の二の3の(10)の②)</p> <p>基準条例第109条準用(第60条の17第3項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の二の二の3の(10)の③)</p> <p>基準条例第109条準用(第60条の17第4項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の二の二の3の(10)の④参照(第3の一の4の(29)の④))</p> <p>基準条例第109条準用(第60条の17第5項) 解釈通知第3の四の4の(24)準用(第3の二の二の3の(10)の⑤参照(第3の一の4の(29)の⑤))</p>	<p>・運営推進会議の記録 ・自己評価の結果 ・外部評価の結果</p> <p>・地域交流に関する記録</p>
<p>38 居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設または指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)またはその他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所が行えるよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>基準条例第107条 解釈通知第3の四の4の(21)</p>	
<p>39 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</p> <p>※令和9年3月31日までの間は努力義務</p>	<p>39 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するよう努めているか。</p> <p>※本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。</p> <p>※他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することで差し支えない。</p> <p>※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>	<p>基準条例第107条の2 解釈通知第3の四の4の(20) 令和6年台東区条例第14号付則第4条 厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」</p>	<p>・委員会議事録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
40 事故発生時の対応	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び処置について記録しているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第41条第1項、第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（30））</p>	<p>・事故対応マニュアル ・区、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録</p>
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第41条第1項、第2項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（30）の①）</p>	
	<p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>基準条例第109条準用（第41条第3項） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（30）の②）</p>	
	<p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（30）の③）</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
41 虐待の防止	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ②虐待の防止のための指針の整備に関すること ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>※管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 ※事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>(3) (2)の指針に基づいた研修を年1回以上実施しているか。 ※新規採用時は必ず研修を実施すること。 ※研修の内容について記録すること。</p> <p>(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※(1)の委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者、感染対策担当者、安全対策担当者との兼務は差し支えない。</p>	<p>基準条例第3条第3項 基準条例第109条準用(基準条例第41条の2) 解釈通知第3の四の4の(21)参照(第3の一の4の(31)) 平成17年法律第124号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」</p>	<p>・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための対策検討委員会の記録 ・研修計画、実施記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
42 会計の区分	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	基準条例第109条準用（第42条） 解釈通知第3の四の4の（24）準用（第3の一の4の（32）） 平13老振発第18号	・ 会計関係書類
43 記録の整備	<p>（1）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①居宅サービス計画 ②小規模多機能型居宅介護計画 ③第109条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤第109条において準用する第29条の規定による区への通知に係る記録 ⑥第109条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑦第109条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 ⑧第109条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 ※「その完結の日」とは、①から⑦までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、⑧の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。</p>	<p>基準条例第108条第1項</p> <p>基準条例第108条第2項 解釈通知第3の四の4の（22）参照（第3の二の二の3の（13））</p>	<p>・ 職員名簿 ・ 設備、備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ 居宅サービス計画書 ・ 小規模多機能型居宅介護計画書 ・ 介護日誌 ・ 介護記録 ・ 身体的拘束等に係る記録 ・ 区への通知に係る記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 事故に関する記録 ・ 運営推進会議に係る記録</p>
第4 電磁的記録及び電磁的方法	<p>電磁的記録により行う場合や電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p> <p>①電磁的記録について 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>②電磁的方法について 利用者及びその家族等（以下「利用者等」。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。</p>	<p>基準条例第204条 解釈通知第5 留意事項通知第2の1の（13） 平成29年4月14日個情第534号・ 医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 令和5年5月31日産情発0531第1号「「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」の策定について」</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第5 変更の届出等	<p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5第1項 法施行規則第131条の13第1項から第3項まで</p> <p>法第78条の5第2項 法施行規則第131条の13第4項</p>	<p>・届出書類の控</p>
第6 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数がある時は、その端数金額は切捨てて計算しているか。</p>	<p>法第42条の2 平18厚告126号の一 老企第41号</p> <p>平18厚告126号の二</p> <p>平18厚告126号の三</p>	<p>・居宅サービス計画書 ・小規模多機能型居宅介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表</p>
2 サービス種類相互の算定関係	<p>小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額を算定していないか。</p>	<p>留意事項通知第2の1(2)</p>	
3 基本単位の算定	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ※月途中で登録した場合は又は月途中で登録を終了した場合には、登録していた期間(登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで)に対応した単位数を算定する。 ※月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定する。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ※当該指定小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を指すものであり、一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等につながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。</p> <p>(3) 次に掲げる基準に適合するものとして短期利用居宅介護を行った場合、登録者の要介護状態区分に応じて、所定の単位数を算定しているか。 ①利用者や家族の状況により、ケアマネが必要と認め、登録者へのサービス提供に支障がない ②あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めている ③指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数の基準を満たしている ④過少サービスに対する減算を算定していない</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のイ (1)の注1 留意事項通知第2の5(1)①</p> <p>平18厚告126号の別表の4のイ (2)の注2 留意事項通知第2の5(1)②</p> <p>平18厚告126号の別表の4のロの注3 留意事項通知第2の5(2) 大臣基準告示・五十四</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(4) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、所定単位数を算定していないか。	平18厚告126号の別表の4のイの注8	・ 居宅サービス計画書 ・ 小規模多機能型居宅介護計画書
	(5) 利用者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている間にもかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合の報酬を算定していないか。	平18厚告126号の別表の4のイの注9	・ 介護給付管理表 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付明細書 ・ サービス提供票・別表
4 登録者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合の算定	(1) 登録者の数が法施行規則第131条の5の規定に基づき区に提出した運営規程に定められている登録定員を超えている場合、全利用者について所定単位数の100分の70により算定しているか。	留意事項通知第2の1(6) 平12告示27号七のイ	・ 利用者に関する記録 ・ 職員勤務表
	(2) 基準条例第83条に定める員数を置いていない場合、全利用者について所定単位数の100分の70により算定しているか。	留意事項通知第2の1(8) 平12告示27号七のロ	
5 身体拘束廃止未実施減算	(1) 身体拘束等を行う場合の記録及び身体拘束等の適正化に関する措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。 ・ やむを得ず身体的拘束等を行う場合、記録を行うこと ・ 身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること	平18厚告126号の別表の4のイ・ロの注4 留意事項通知第2の5(3) 大臣基準告示・五十四の二	・ 身体的拘束等廃止に関する(適正化のための)指針 ・ 身体的拘束等の適正化検討委員会名簿 ・ 身体的拘束等の適正化検討委員会議事録 ・ (身体的拘束等がある場合)入所者の記録、家族への確認書 ・ 研修に関する記録 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供票・別表
	(2) 身体拘束廃止未実施減算に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を区長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数を減算しているか。	留意事項通知第2の5(3)	
6 高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 以下に該当する場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上に開催して、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。 ② 虐待の防止のための指針を整備していない。 ③ ②の指針に基づいた研修を年1回以上実施していない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていない。	平18厚告126号の別表の4のイ・ロの注5 留意事項通知第2の5(4)準用(第2の2(5)) 大臣基準告示・五十四の三	・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための対策検討委員会の記録 ・ 研修計画、実施記録
	(2) (1)に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を東京都に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数を減算しているか。	留意事項通知第2の5(4)準用(第2の2(5))	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等						
7 業務継続計画未策定減算	<p>(1) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(2) (1)に該当する事実が生じた場合、事実が生じた月の翌月(基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月)から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を減算しているか。</p> <table border="1" data-bbox="387 432 1384 536"> <thead> <tr> <th>事業所開設年月日</th> <th>減算基準月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年3月31日以前</td> <td>令和6年4月</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月1日以降</td> <td>事実が生じた(事業所が開設した)月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月</td> </tr> </tbody> </table>	事業所開設年月日	減算基準月	令和6年3月31日以前	令和6年4月	令和6年4月1日以降	事実が生じた(事業所が開設した)月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月	<p>平18厚告126号の別表の4のイ・ロの注6 留意事項通知第2の5(5)準用(第2の3の2(3)) 大臣基準告示・五十四の四</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・介護給付費明細書
事業所開設年月日	減算基準月								
令和6年3月31日以前	令和6年4月								
令和6年4月1日以降	事実が生じた(事業所が開設した)月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月								
8 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合の算定	<p>(1) 登録者の数が法施行規則第131条の5の規定に基づき区長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えている場合、所定単位数の100分の70により算定しているか。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数の配置が基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70により算定しているか。</p>	<p>留意事項通知第2の1(6) 平12厚告第27号七のイ</p> <p>留意事項通知第2の1(7)(8) 平12厚告第27号七のロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 						
9 サービス提供が過少である場合の減算	<p>指定小規模多機能型居宅介護の登録者1人当たりの通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの平均提供回数が、週4日に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のイの注7 留意事項通知第2の5(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・サービス提供の記録 ・業務日誌 						
10 初期加算	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算しているか。</p> <p>※30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再開を含む。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のハ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 ・小規模多機能型居宅介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表 						

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
11 認知症加算	<p>以下の基準に適合している、又は利用者等告示で定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定の単位数を算定しているか。ただし、(1)～(3)のいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 認知症加算(I): 920単位</p> <p>①「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修の修了者を、日常生活自立度のランクⅢ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>②認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催していること。</p> <p>③「認知症介護指導者研修」、認知症看護に係る適切な研修の修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>④介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 認知症加算(Ⅱ): 890単位 認知症加算(I)①、②に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(3) 認知症加算(Ⅲ): 760単位 認知症日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Mに該当する者</p> <p>(4) 認知症加算(Ⅳ): 460単位 要介護状態区分が要介護2、かつ認知症日常生活自立度のランクⅡに該当する者</p>	<p>平18厚告126号の別表の4の二 留意事項通知第2の5(10) 大臣基準告示・五十四の五 利用者等告示・三十八</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・従業者の資格証 ・認知症介護に係る専門的な研修修了証 ・研修に関する記録
12 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>利用者に認知症の行動・心理症状(認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状)が認められ、在宅の生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護が必要であると医師が判断した者に対しサービスを行った場合、利用を開始した日から起算して7日間を限度として、1日につき200単位を加算しているか。(利用開始後8日目以降の短期利用居宅介護の継続を妨げるものではない。)</p> <p>※医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り適用が可</p> <p>※次に掲げる者が、直接、短期利用居宅介護を開始した場合には当該加算は算定できない。</p> <p>①病院又は診療所に入院中の者</p> <p>②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者</p> <p>③認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者</p> <p>※判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を小規模多機能型居宅介護計画書に記録しておくこと。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のホ 留意事項通知第2の5(11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護計画書 ・利用者に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 若年性認知症利用者受入加算	<p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていることを区長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合、1月につき800単位を加算しているか。</p> <p>※認知症加算を算定している場合は算定しない。 ※65歳の誕生日の前々日までの算定としているか。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のへ 留意事項通知第2の5(12)準用 (第2の3の2(16)) 大臣基準告示・十八</p>	<p>・居宅サービス計画書 ・小規模多機能型居宅介護計画書 ・利用者に関する記録</p>
14 看護職員配置加算	<p>施設基準に適合しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月にそれぞれ所定の単数を加算しているか。</p> <p>①看護職員配置加算(Ⅰ):900単位 専ら当該事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。</p> <p>②看護職員配置加算(Ⅱ):700単位 専ら当該事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。</p> <p>③看護職員配置加算(Ⅲ):480単位 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。</p> <p>※いずれも定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のト 施設基準・二十九</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証</p>
15 看取り連携体制加算	<p>施設基準に適合しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所について、利用者等告示に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき64単位を死亡月に加算しているか。</p> <p>(1)施設基準 ①看護師により24時間連絡できる体制が確保されている。 ②看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、説明し同意を得ている。</p> <p>(2)利用者等告示 ①医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ②看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者も含む。)であること。</p> <p>※看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定できない。 ※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4の子 留意事項通知第2の5(13) 施設基準・三十 利用者等告示・三十九</p>	<p>・勤務体制一覧表 ・看取り期における対応方針 ・看取り期のサービス提供の介護記録等 ・本人又は家族に対する随時の説明に係る同意書、同意を得た記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
16 訪問体制強化加算	<p>次に掲げる基準に適合し、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合、1月につき1,000単位を加算しているか。</p> <p>①当該事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。</p> <p>②算定日が属する月における提供回数について、当該事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。</p> <p>※ただし、当該事業所と同一の建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一建物居住者以外の者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のり 留意事項通知第2の5(14) 大臣基準告示・五十五</p>	<p>・勤務体制一覧表 ・サービス提供の記録</p>
17 総合マネジメント体制強化加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、1月につきそれぞれ所定の単位数を算定している。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1)総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ):1,200単位</p> <p>①利用者の心身の状況・その家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。</p> <p>②利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民と交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> <p>③日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>④必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービス(保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>⑤次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。 ・地域住民等、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ・区が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定小規模多機能型居宅介護以外のサービス事業所や医療機関との連携等を行っていること。 <p>(2)総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ):800単位 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)の基準の①及び②に適合すること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のり 留意事項通知第2の5(15) 大臣基準告示・五十六</p>	<p>・居宅サービス計画書 ・小規模多機能型居宅介護計画書 ・地域の行事や活動への参加が分かる資料 ・支援、交流、研修会、連携に関する記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
18 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ） （１）介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言（ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いた助言も可）に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該指定小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、100単位を加算しているか。	平18厚告126号の別表の4のルの注1 留意事項通知第2の5（17）準用（第2の2（17）②）	・生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画書 ・サービス提供記録
	（２）利用者の急性増悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定していないか。		
	（３）3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告しているか。	平18厚告126号の別表の4のルの注2 留意事項通知第2の5（14）準用（第2の2（14）①）	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ） （１）利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とカンファレンス及び利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護計画が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算しているか。ただし、加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 ※カンファレンスはテレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※カンファレンスはサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。		
（２）3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の再度の評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直しているか。			
（３）本加算を算定する期間中、各月における目標の達成度合いにつき利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得ているか。			

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
19 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定小規模多機能型居宅介護事業所（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに次に掲げる利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行い、当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態の低下又は低栄養状態の場合にあっては、これらの状態の改善に必要な情報を含む。）を、当該利用者を担当する介護支援専門員に文書にて提供した場合に、1回につき20単位を加算しているか。</p> <p>①口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>②口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。</p> <p>口腔スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 ・入れ歯を使っている者 ・むせやすい者 <p>栄養スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BMIが18.5未満である者 ・1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 ・血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ・食事摂取量が不良（75%以下）である者 <p>③介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。</p> <p>※当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のヲ留意事項通知第2の5（16）準用（第2の3の2（19）①及び③）大臣基準告示・四十二の六令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」</p>	<p>・小規模多機能型居宅介護計画書</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・口腔・栄養スクリーニング様式（様式例）</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>20 科学的介護推進体制加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>①利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。 ※提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>②必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって①に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>計画（Plan） 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する。</p> <p>実行（Do） サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する。</p> <p>評価（Check） LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う。</p> <p>改善（Action） 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4のワ留意事項通知第2の5（18）準用（第2の3の2（21）） 令和6年3月15日老老発0315第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<p>・小規模多機能型居宅介護計画書 ・サービス提供記録 ・科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）（様式例）</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>21 生産性向上推進体制加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算 (I) : 100単位</p> <p>①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的(3月に1回以上)に開催し、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 <p>②①の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>③見守り機器、インカム、介護記録の作成の効率化に資するICT機器の介護機器の全てを導入していること。</p> <p>④①の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減(特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等)について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>⑤事業年度ごとに、①、③及び④の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 生産性向上推進体制加算 (II) : 10単位</p> <p>①生産性向上推進体制加算 (I) ①に適合していること。</p> <p>②見守り機器、インカム、介護記録の作成の効率化に資するICT機器の介護機器の1つ以上を導入していること。</p> <p>③事業年度ごとに、①及び②の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の4の留意事項通知第2の5(19)大臣基準告示・五十六の二準用(三十七の三)</p> <p>令和6年3月15日老高発0315第4号(改正:令和6年3月29日老高発0329第1号)「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」</p>	<p>・生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書(毎年度報告)</p> <p>・委員会の記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
22 サービス提供体制強化加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき（短期利用は1日につき）次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>①全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部研修を含む)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>②利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね1月に1回以上開催していること。(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)</p> <p>③定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ):750単位/月(短期利用:25単位/日) 事業所の従業者(准)看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70/100以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上であること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ):640単位/月(短期利用:21単位/日) 事業所の従業者(准)看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50/100以上であること。</p> <p>(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ);350単位/月(短期利用:12単位/日) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>①事業所の従業者(准)看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40/100以上であること。</p> <p>②事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60/100以上であること。</p> <p>③事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の割合が30/100以上であること。</p> <p>※同一法人等(法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含む。)の異なるサービスの事業所の勤続年数や異職種(直接処遇のみ)の勤続年数は通算することができる。</p> <p>※事業所の合併、または別法人による事業承継などがあっても、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合も勤続年数に通算することができる。</p>	平18厚告126号の別表の4のヨ 留意事項通知第2の5(20)参照 (第2の2(20)①、②及び④から⑦まで、第2の4(20)②) 大臣基準告示・五十七	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証 ・従業者の個別研修計画 ・事業所での情報伝達、技術指導等の会議記録 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 <p>※前年度実績が6月未満の場合、届出日の属する月の前3月で算出</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
23 介護職員等処遇改善加算	<p>次の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算（I）イ：介護報酬総単位数の17.1%に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>①仮に介護職員等処遇改善加算（IV）を算定した場合の見込額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>②経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。</p> <p>(2) (1)の計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、区に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区に届け出ること。</p> <p>(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を区に報告すること。</p> <p>(5) 前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の2の夕留意事項通知第2の5（21）準用（第2の2（21）） 大臣基準告示・五十八 令和8年3月13日老発0313第6号 「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」</p>	<p>・処遇改善計画書 ・実績報告書</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(令和8年度は賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、要件を満たしたことで差し支えない。)</p> <p>①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>③介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>④③について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑤介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>⑥⑤について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。(①～⑤の区分ごとに2以上、⑥の区分は3以上(一部は必須)の取組を行うこと。)</p> <p>①入職促進に向けた取組 ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ③両立支援、多様な働き方の推進 ④腰痛を含む心身の健康管理 ⑤やりがい、働きがいの醸成 ⑥生産性向上のための業務改善の取組</p> <p>(令和8年度は、令和9年3月末までに取組を行うことを誓約した場合は、加算申請時点から要件を満たしているものとする)</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の2の夕 留意事項通知第2の5(21)準用 (第2の2(21)) 大臣基準告示・五十八 令和8年3月13日老発0313第6号 「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」</p>	<p>・処遇改善計画書 ・実績報告書</p>
	<p>ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ:介護報酬総単位数の18.6%に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。(令和8年度は算定を誓約した場合は、要件を満たしているものとする。)</p> <p>② ケアプランデータ連携システムを利用していること。(令和8年度はケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、要件を満たしているものとする。)</p> <p>③ 連携推進法人に所属していること。</p>		
	<p>ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ:介護報酬総単位数の16.8%に相当する単位数 イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
	<p>ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ:介護報酬総単位数の18.3%に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。</p>		
	<p>ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ):介護報酬総単位数の15.6%に相当する単位数 イ(1)①及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※(8)の処遇改善の内容は、①～⑤の区分ごとに1以上、⑥の区分は2以上の取組を行うこと。</p>		
	<p>ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ):介護報酬総単位数12.8%に相当する単位数 イ(1)①、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※(8)の処遇改善の内容は、①～⑤の区分ごとに1以上、⑥の区分は2以上の取組を行うこと。</p>		